

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 事業所の概要

事業所名	聖ヨゼフ居宅介護支援事業所
代表者	柴田 朋彦
所在地	横須賀市緑が丘 28-1
電話番号	046-825-3142
FAX番号	046-825-1721
指定事業所番号	1471900090
指定日	平成 11 年 9 月 1 日
管理者	藤田 聡
サービス提供する実施地域	横須賀市

## 2 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

事業所の介護支援専門員は利用者の意志を尊重し、常に利用者の立場に立って、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

利用者の意思及び人権を尊重しつつ、可能な限り居宅及び地域社会においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように、地域・医療・福祉・行政等と連携を取り、多様な福祉サービスが総合的に提供実施されるように努めるものとする。

- (1) 特定加算事業所として専門性の高い人材を確保し、中重度者や支援困難ケースの積極的な対応を行ない、質の高いケアマネジメントを行なう事とする。
- (2) 24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談対応を行なう事とする。
- (3) サービスの提供に当たっては、利用者の意向を尊重して公正中立に行なう事とする。

## 3 事業所の職員体制及び職務の内容

令和 7 年 8 月 1 日現在

介護支援専門員	管理者（常勤兼務）1 名	常勤専従 3 名	非常勤専従 0 名
---------	--------------	----------	-----------

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なうと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たり、介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

## 4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日まで (祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日までは除く)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 (営業時間外は転送電話にて 24 時間体制で対応します)

## 5 居宅介護支援の内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力援助
- ⑦ 相談業務

## 居宅介護支援業務の実施方法等について

### 1) 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画書の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行なう事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行ないます。

### 2) 居宅サービス計画の作成について

- ①介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - イ 利用する居宅サービスの選択に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。
  - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導又は指示を行ないません。
  - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者へ専門的見地からの情報を求めます。
- ②介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。

### 3) サービス実施状況の把握、評価について

- ①介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下モニタリングという）を行ない、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ないます。
- ②上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行なう事とし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接すると共にモニタリングの結果を記録します。
- ③介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営む事が困難になったと判断した場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

### 4) 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を実施するものとします。

### 5) 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に毎月提出します。

## 法人の概要

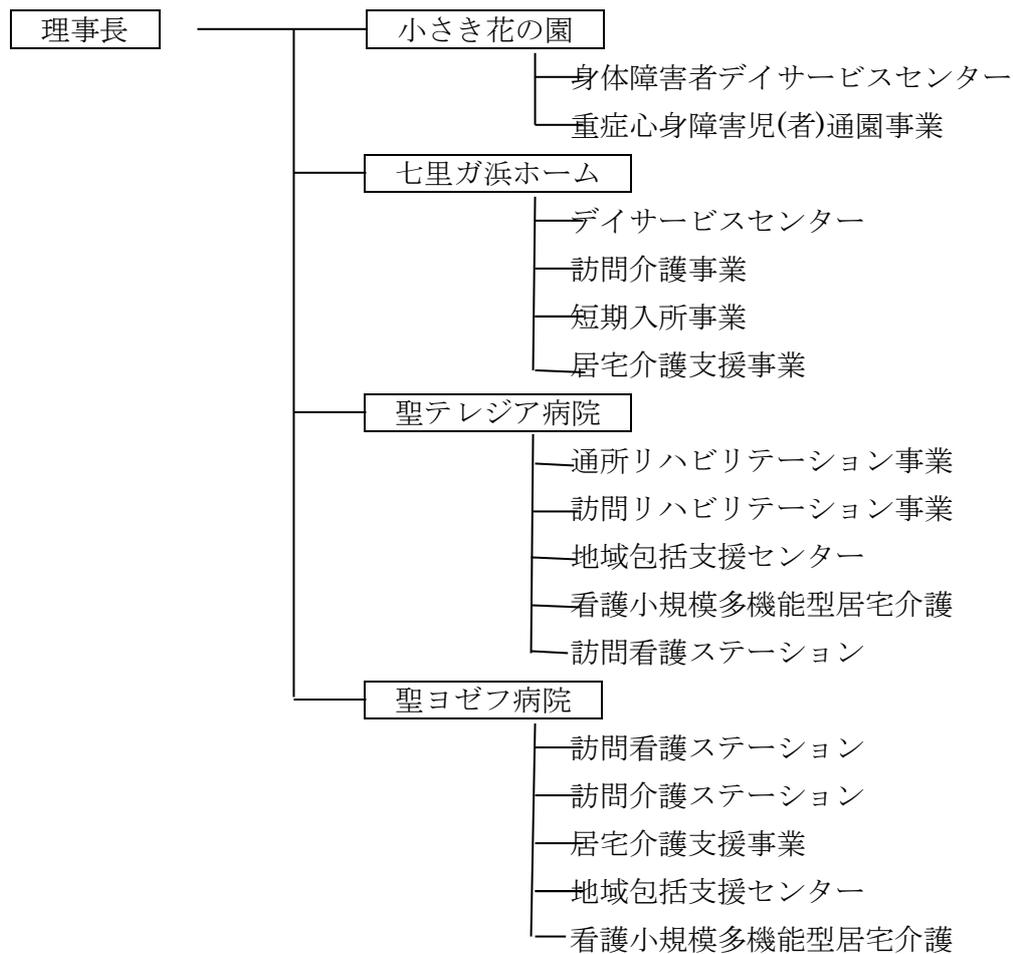
法人名 社会福祉法人 聖テレジア会

住所 鎌倉市腰越1丁目2番1号

代表者名 理事長 足立 徹也

法人成立年月日 昭和27年5月23日

## 事業の概要



# 個人情報の第三者提供に関する同意書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条及び指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）（以下「運営基準」という。）第23条第3項に基づき、聖ヨゼフ居宅介護支援事業所が、介護保険サービス利用者（以下「利用者」という。）及びその家族の個人情報について、下記のとおり第三者提供することに同意します。

## 記

### 1 提供目的

運営基準第1条に規定する基本方針、第12条に規定する基本取扱方針及び第13条に規定する具体的な取扱方針（サービス担当者会議の開催、担当者に対する意見照会、介護サービス事業者等との連絡調整等）に規定されている事項を行うため。

### 2 提供する個人情報の種類

#### (1) 利用者

氏名、生年月日、性別、住所、電話（FAX）番号、介護保険認定（調査）情報、医療保険情報、各種公費認定情報、病状、通院状況、身体状況、記憶、理解に対する情報、生活状況、社会との関わり、生活・介護に対する思い、経済状況、居住環境、介護サービス計画書（1）、（2）に記載する内容、週間サービス計画に記載する内容、サービス利用（提供）票及び別表に記載する内容、主治医の意見書に記載する情報

#### (2) 利用者の家族

氏名、年齢、性別、住所、身体状況、介護状況、介護に対する思い、緊急時の連絡先

### 3 提供範囲

利用者の居宅サービス計画に記載する介護サービス事業者及び下記の事業者

訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与（購入）、住宅改修、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、受診（入院）医療機関、社会福祉協議会、民生委員、社会福祉推進委員、保健医療福祉行政機関、地域包括支援センター、神奈川県国民健康保険連合会

### 4 提供期間

別紙契約書の契約期間に準ずる。但し、利用者等の申し出があればいつでも提供範囲及び内容を変更することができる。

### 5 その他

運営基準第23条（秘密保持）の規定を遵守するとともに、上記2の個人情報及び3の提供範囲については必要最小限とする。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援事業者（聖ヨゼフ居宅介護支援事業所）

管理者 藤田 聡

（利用者）住所 横須賀市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（利用者の家族）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

6) 要介護認定等の協力について

- ①事業者は、利用者の要介護認定又は要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行なわれるよう必要な協力を行ないます。
- ②事業者は、利用者が希望する場合には介護認定の申請を利用者に代わって行ないます。

7) 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、居宅サービス計画等の情報の提供に応じます。

8) 公正中立なケアマネジメントの確保について

- ①利用者は、居宅サービス計画に位置付けるサービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ②利用者は、居宅サービス計画に当該事業所を位置付けた理由の説明を求めることができます。

6 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援費について利用者の負担はありません。
- (2) 居宅介護支援の基本報酬                      居宅介護支援費 I  
    要介護 1・2      1 0 8 6 単位/月      要介護 3・4・5      1 4 1 1 単位/月
- (3) 通常の事業の実施地域を超えて行なう居宅介護支援に要した交通費（実費）は徴収しません。

7 サービスの中止、キャンセル等

- (1) 利用者が居宅介護支援サービスの利用を中止、変更、取り消しする場合は事前に当事業所にご連絡ください。
- (2) 利用者は、一週間以上の予告期間を持って契約全体を解約する事が出来ます。
- (3) 居宅介護支援サービスのキャンセルや契約解除の場合もキャンセル料等は必要ありません。
- (4) 利用者が医療機関に入院した場合や、入所施設にその生活の場を変更した場合など、最終利用日から計算して 3 か月間在宅サービスのご利用が無い場合、原則として居宅介護支援サービスの利用は一時中止となります。

\*利用終了の判断については、当事業所と協議の上で決定する事とします。

\*当事業所は特定事業所となっている関係上、厚生労働大臣が定める基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第二十五号）により、利用再開希望時であっても受け入れが難しい場合があります。また、その時の事業所の都合により前任者が担当として再開をする事が出来ない場合があります。

早急に在宅サービスの再開が必要にもかかわらず当事業所で担当が出来ない場合は、地域包括支援センターをご紹介させて頂くことがありますのでご了承ください。

## 8 身分証携行義務

介護支援専門員は常に身分証を携行し、利用者またはその家族から提示を求められた際は身分証を提示します。

## 9 守秘義務及び秘密の保持

- (1) 介護支援専門員は、業務上知りえた利用者又はその家族の情報を保持します。
- (2) 事業所の職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の情報を保持させる為、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

### 10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延のために必要な措置（委員会の開催・指針整備等）

### 11 オンラインツール等の活用

以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行います。

- (1) 利用者又は家族の同意を得ること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の合意を得ていること。
  - i 利用者の状態が安定していること。
  - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。（家族のサポートを含む）
  - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他サービス事業者との連携により情報を収集できること。
- (3) 少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

### 12 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 委員会の開催、指針整備、研修の実施、担当者の選定。
- (2) その他虐待防止のために必要な措置として、虐待に該当すると思われる事例を発見した介護支援専門員は速やかに市区町村及び関係機関に通報するものとします。

### 14 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講ずるものとします。

1.5 サービスに関する相談や苦情申立の窓口

聖ヨゼフ居宅介護支援事業所 相談窓口 管理者 藤田 聡	電話番号	046-825-3142
	FAX番号	046-825-1721
	対応時間	午前8時30分～午後5時00分
社会福祉法人聖テレジア会 本部事務局	電話番号	0467-31-1360
	FAX番号	0467-31-4101
	対応時間	午前8時30分～午後5時00分

公的機関においても苦情申し出等ができます。

横須賀市民生局福祉こども部 介護保険課給付係	所在地	横須賀市小川町11
	電話番号	046-822-8253
	FAX番号	046-827-8845
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日（祝日を除く）

横須賀市以外の方は当該市町村介護保険担当窓口へご連絡をお願いします。

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護苦情相談課	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447

電話でのコミュニケーションが困難な相談者等については適宜対応とします。

居宅介護支援サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所所在地 横須賀市緑が丘28-1  
 事業所名 聖ヨゼフ居宅介護支援事業所  
 事業所番号 1471900090  
 代表者名 柴田 朋彦  
 説明者 \_\_\_\_\_

上記のとおり説明を受け、居宅介護支援サービスの提供に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 横須賀市  
 氏名 \_\_\_\_\_

立会人 住所 \_\_\_\_\_

続柄 ( ) 氏名 \_\_\_\_\_